

青森県肝炎対策協議会設置要綱

（趣旨）

第1 青森県における肝炎対策の総合的な推進に関する事項を協議するため、青森県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 協議会は次の事項について協議を行なう。

- （1） 要診療者に対する保健指導に関すること。
- （2） かかりつけ医と専門医療機関との連携に関すること。
- （3） 医療機関に求められる役割等に関すること。
- （4） 人材の育成に関すること。
- （5） その他の肝炎対策に必要と認める事項に関すること。

（組織及び任期）

第3 協議会は、委員 20 名以内で構成する。

- 2 委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2 年を超えない範囲において知事が定める。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が任期途中で欠けたときには、その後任となる委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び職務代理者）

第4 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は、委員会の事務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は不在のときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5 協議会は、会長が招集する。ただし、やむを得ない事情により協議会を招集できないときは、各委員への持ち回りにより、協議を行うものとする。

- 2 会長は、会議の議長となる。

（会議の公開）

第6 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適当でないか、又は会議を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益若しくは不利益を与えると判断した事項について、協議会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

- 2 会議の資料は、前項ただし書の規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。
- 3 会議の議事録若しくは第1項ただし書の規定により公開しないこととした事項に係る会議概要は、委員の了解を得て公表する。

（庶務）

第7 協議会の庶務は、健康福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。